

## 令和5年度 訪問看護実践力向上のための専門看護師・認定看護師等による助言指導事業

### 1. 目的

訪問看護ステーションが地域のニーズに沿った質の高い看護を提供すると共に、効率的・効果的な運営を行うためには、訪問看護師の看護実践能力や管理力などの向上を図ることが必要である。

在宅では、多様かつ医療依存度の高い利用者が増えている現状があることから、更に質の高いケアを行うことができる看護職が増えるよう、専門看護師や認定看護師による助言指導事業を実施する。

### 2. 事業内容

#### (1) 訪問看護ステーションにおける訪問看護実践助言指導事業

##### ア) 事業概要

看護技術や指導内容等に関して専門的な視点での助言を得ることを希望する訪問看護ステーションに、専門看護師あるいは認定看護師等とのメールや電話による助言指導を受ける機会を設け、看護実践能力を向上させる。

##### イ) 対象

助言指導を希望する滋賀県内の訪問看護ステーションに勤務する看護職

##### ウ) 事業実施期間

令和5年4月1日 ～ 令和6年3月30日

##### エ) 助言指導の方法

メールによる相談を原則とする。場合によっては電話・オンライン等を活用しその場合は30分以内とする。

##### オ) 助言指導の申込方法

- ① 相談したい内容について、様式1にて、助言を申し込む。  
（様式1は、滋賀県看護協会訪問看護支援センターのホームページよりダウンロード(エクセルファイル)、メールにエクセルファイルを添付して申込）
- ② 訪問看護支援センターにて助言指導者及び助言指導方法、日程を調整する。
- ③ 訪問看護支援センターから助言指導者にメールにて相談内容を連絡する。
- ④ メール相談の場合は、助言指導者から訪問看護支援センターが受けた助言指導内容を訪問看護ステーションに連絡する。
- ⑤ 電話・オンライン相談の場合は、助言指導者は、助言指導内容を訪問看護支援センターに様式2にて報告する。

### 3. 実施主体

この事業は、公益社団法人滋賀県看護協会の訪問看護支援センターが調整し、専門看護師・認定看護師等の協力を得て実施する。

### 4. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は看護協会長が別途定める。

### 付則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。